

# 八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン（案）に 対する意見と町の考え方

○募集の期間 平成26年2月1日（土）～平成26年2月17日（月）

○意見提出者数 2人

○意見件数 3件

意見分類	件数
住民及び利害関係者に対する事前の協議事項等について	1
地域の利益優先に関する事項について	2

○意見

No	意見の内容（要旨）	町の考え方
<b>住民及び利害関係者に対する事前の協議事項等について</b>		
1	<p>「事前説明会」に関して「説明内容」についても明記しておいた方がよいのではないか。</p> <p>具体的内容をここで記載するのは難しいので</p> <p>4－（1）ウとして</p> <p>「説明事項については、前号の町の指示にしたがうものとする」というような文言を追加してはどうか。</p>	<p>ガイドラインは、「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」の理念のもと、環境保全と再生可能エネルギー事業の両立及びその事業が地域住民に適切な利益を持続的にもたらすことを目的としています。</p> <p>そのため、事業者等は、条例の理念及びガイドラインの目的を十分に理解したうえで事前説明会を行うべきであり、その内容は当然、条例及びガイドラインの内容を反映させるべきと考えます。</p> <p>したがって、ご意見を受け、「（4）各種説明会における配慮事項」に以下のとおり文言を追加します。</p> <p>エ 各種説明会の内容については、本ガイドラインの事項を十分に反映させたものとする。</p>

No	意見の内容（要旨）	町の考え方
<b>地域の利益優先に関する事項について</b>		
2	<p>(1)～(3)における「～町内に存する事業者に優先的に発注することに努めるものとする」については、「同等の技術、利益を享受する事業者が島内外に複数存在する場合には、島内を優先する」とすべきである。</p> <p>島内に技術がないものは、島外から積極的に技術を取り入れることが重要である。島内による独占は、技術レベル向上の努力を怠る原因になりかねない。(決して努力していないわけではないが、新しい技術が入ってこない)</p> <p>「安かろう悪かろう」では、島のためにならない。</p>	<p>ガイドラインは、「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」の理念のもと、環境保全と再生可能エネルギー事業の両立及びその事業が地域住民に適切な利益を持続的にもたらすことを目的としています。</p> <p>「6. 地域の利益優先に関する事項」においては、条例の理念やガイドラインの目的を前提のうえ、地域への利益に対する考え方であるため、島外事業者の排除、島内事業者の独占を意図したものではありません。</p> <p>くわえて、技術がないために事業を行えない又持続できない事業者は、島内外を問わず、条例の理念及びガイドラインの目的に反するため、八丈町における再生可能エネルギー事業者としてはそもそも不適切であると判断できます。</p> <p>また、事業者が再生可能エネルギー事業を始めようとする場合には、条例第5条に定める審査会の承認を受けることになっており、事業者の能力や事業の持続性等は審査会の場で精査することになります。</p>
3	<p>(1)の「参画することを確保する」がどの範囲までを表すのか。</p> <p>「参画」の意味は「事業・政策などの計画に加わること」であるため、その段階から「事業者又は住民」が参加するという考え方でよいか。</p>	<p>ご意見と同様に理解しており、そのような段階から地域の事業者又は住民が再生可能エネルギー事業に関わることを期待しています。</p>